

公社日技第 11-10 号
2023 年 11 月 22 日

厚生労働省医政局歯科保健課
課長 小 椋 正 之 様

公益社団法人 日本歯科技工士会
会長 森 野 隆



歯科技工士法上の疑義について

平素より特段のご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、下記の事項につき、貴省の見解を伺いたく照会いたしますので、宜しく願い申し上げます。

記

(照会事項)

1. 歯科技工士法第27条に規定する報告の徴収及び立入検査は、同法第26条の広告の制限に関する事項について行うことができると解してよろしいか。
2. ある歯科技工の業又は歯科技工所に関する広告について、当該広告が広告代理店等により行われたものであっても、当該歯科技工所の所在地の都道府県知事は、当該広告を依頼した歯科技工所に対して、必要があると認めるときは、歯科技工士法第 27 条の規定に基づいて報告の徴収及び立入検査を行うことができると解してよろしいか。

以 上

医政歯発 1220 第 1 号
令和 5 年 12 月 20 日

公益社団法人日本歯科技工士会
会長 森野 隆 殿

厚生労働省医政局歯科保健課長



歯科技工士法上の疑義について（回答）

2023 年 11 月 22 日付け公社日技第 11-10 号をもって照会のあった件について、下記の通り回答いたします。

記

1 及び 2 について、いずれも貴見のとおり。